徳島市農業委員会総会 議事録

	令和5年7月31日(月) 開会 午後 2時00分
1 とき	閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議 長	会長川人泰博
4 出席者	<農業委員>
	1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘
	4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博
	7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二
	13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美惠子 15番委員 廣瀬 長市
	16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂
	19番委員 市岡 沙織
	く農地利用最適化推進委員>
	1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳
	4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸
	7番委員 宮﨑 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一茂
	10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明
	15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆
	18番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 無し
	無し <農地利用最適化推進委員>
	12番委員 森 政雄 14番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 議事	議事日程
	1. 農業委員・推進委員自己紹介
	2. 委員研修「農業委員と農地利用最適化推進委員の業務等」
	付議案件
	(農地関係議案) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
	第4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について
	第5号議案 非農地証明願の審議について
	第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について
	第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について
	第8号議案 農用地利用集積計画の承認について
	報告事項
	(農地関係)
	1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について

- 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
- 4. 農地法第18条第6項の処理について
- 5. 転用届出の訂正について(5条届出)
- 6. 転用許可申請の取下げについて(5条許可)
- 7. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(全体報告)

- 1. 徳島市農業委員会役員会設置要綱の一部改正について
- 2. 目標地図作成へ向けての準備について

(開会 午後2時)

事務局 それでは、農業委員会新体制での初めての定例総会を始めさせていただきます。議事の進行は、徳島市農業委員会総会議事規則第3条の規定によりまして、会長または総会があらかじめ定める者が議長を務めますが、本日は、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、議事を進行して参ります。農業委員 19名全員の委員が出席しており会議が成立しておりますので、議事日程に基づき進めます。

まず、「農業委員・推進委員自己紹介」を行いたいと思います。担当地区ごとに農業委員・推進委員が混じった形で並んでおります。私と職務代理者3人の自己紹介のあと、農業委員1番の岸本委員、2番の瀬畑委員、次に推進委員1番の武市推進委員というふうに並び順でお願いいたします。1列目最後の山本推進委員の後は後ろの大貝委員から左へ、という形でお願いします。「農業委員」と「推進委員」の別、担当地区、お名前、また栽培品目など何か一言ございましたら、よろしくお願いいたします。

~会長、会長職務代理者の紹介の後、順に席順で自己紹介~

議長 どうもありがとうございました。 それでは3年間、共に連携して業務をすすめていきましょう。よろしくお願いします。また、ここで事務局の紹介もお願いしたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 それでは、事務局の紹介をさせていただきますが、業務の都合上、農地係の係員の紹介については、後ほどとさせていただきます。

~ 職員自己紹介 ~

議長 どうもありがとうございました。 次に、議事日程 5「議事録署名者の指名」でございますが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号2番瀬畑俊夫委員と、議席番号12番坂東賢二委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

続いて議事日程6「委員研修」に移ります。「農業委員と農地利用最適化推進委員の業務等」ということで、事務局から説明がありますので、よろしくお願いします。

~ 委員研修 ~

議長 ありがとうございました。御質問等あるかとは思いますが、日程の最後の連絡事項 の説明のあとに、まとめて受けたいと思いますのでよろしくお願いします。

このあと、農地関係議案の審議に移りますが、一旦小休としたいと思います。15時15分から開始しますので、よろしくお願いします。

~ 小休 ~

議長 それでは総会を再開します。議案の審議の前に、事務局の農地係の紹介をお願いし たいと思います。

~ 職員自己紹介 ~

議長

ありがとうございました。それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明します。議案書1ページをご覧ください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後12aに至り、譲受人は対象地において、ネギなどの野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、勝占地区で新規就農面談を行いました。

2番は、貸人から借人へ、相手方の要望で、農地1筆の使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後61 aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後185aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後32aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後24aに至り、譲受人は対象地において、小松菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後105aに至り、譲受人は対象地において、トマトなどの野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後2aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、北井上地区で新規就農面談を行いました。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田6,623㎡、畑1,197㎡、合計7,820㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1番の新規就農面談に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、 新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 7月18日の午前10時より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報

告します。参加者は佐野委員、譲受人側2名、事務局2名と私の6名です。譲受人は、譲渡人が所有する農地を買い受けようとするもので、ネギなどの野菜を栽培するとのことです。譲受人は、農家の生まれで、農業に以前から興味があり、10年ぐらい前からゴーヤなどの栽培は、行っていたとのことでした。今回、譲渡人が病気・療養により農地経営が困難となったため、農地を譲渡できる人を探していることを知り、これを機会に農地を買い受けて、農業を本格的に始めようと思ったとのことです。勝占地区を選んだ理由は、従来から勝占地区に居住しており、現地のこともよく知っていたから、とのことです。

結論として、今回の3条許可については、勝占地区の委員は一致して問題ないのでないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして了番案件の新規就農面談に参加していただい た、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいか がでしたでしょうか。

政岡委員 7月14日の午後2時より、7番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は私と譲受人側1名、事務局2名の4名です。譲受人は、譲渡人が所有する農地を買い受けようとするもので、ジャガイモやタマネギなどの野菜を栽培するとのことです。譲受人は、これまでも自宅に隣接する土地を相続し、様々な野菜を栽培していたとのことでした。今回、譲渡人が所有している農地の維持・管理が困難となってきていることから、この農地を譲受人が買い受けて、維持・管理をしようと思ったとのことです。北井上地区を選んだ理由は、すでに隣接する土地に居住しており、現地のこともよく知っていたから、とのことです。

結論として、今回の3条許可については、北井上地区の委員として問題ないのでないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。 議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、自身が代表を務める給排水設備会社に貸し付ける露天貸資材置場

に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、自身が代表を務める製油会社に貸し付ける露天貸駐車場に転用するものです。4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅への進入路に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番以降の案件の説明の前に、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、簡単に農地転用の不許可の例外規定について説明させていただきます。農地の種別は甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地と区分されており、農地法の立地基準により、甲種農地と第1種農地が優良農地とされ、原則農地転用ができません。ただし、例外規定に当てはまる場合は転用が可能とされており、今回の第2号議案の5番、6番案件及び第3号議案の11番案件は集落接続と呼ばれる例外規定に該当します。集落接続とは、農地法施行規則第33条第4号に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と規定され、徳島市においては、3戸以上の住宅又は店舗・事務所が互いにおおむね50m以内の距離で集合している区域を集落とみなし、例外的に農地転用を認めています。このことを踏まえ、5番案件の説明をさせていただきます。

5番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は50m以内に4戸の住宅があることを現地で確認しております。申請人は所有する農地を、住宅への進入路に転用するものです。しかし、本申請地は一部既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は50m以内に住宅が4戸、事務所が1戸あることを現地で確認しております。申請人は所有する農地を、農家の世帯分離住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である3番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は全6件で、地目は、田が3,923㎡、畑は48㎡で、合計が3,971㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,022㎡、駐車場・資材置場は2,949㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、3 番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員

今月12日の午前9時半より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、増井前推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、不動西町4丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者が代表取締役を務める会社が使用する露天駐車場に

転用するものです。造成については、道路高まで盛り土し、砕石を敷く計画です。排水については、雨水のみで地下浸透とするとのことで、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、不動地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案は、全案件を許可することに決定いた しました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開 始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。 議案書4ページをお開きください。

> 1番と2番は、借人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公 共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、運送業を 営んでいる借人が露天車両置場に転用するものです。

> 3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産賃貸業を営んでおり、所有権を移転し、周辺の居住者が利用する月極の露 天貸駐車場に転用するものです。

5番から7番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、キャンプ場の経営や総合リース業を目的とした法人であり、所有権を移転し、露天キャンプ場に転用するものです。

8番から9番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、徳島市上八万支所から300m以内にある第3種農地に該当します。譲受人は、特別養護者人ホームの経営をしており、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

1 O番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表を務めるエクステリア工事会社に貸し付ける露天貸資材置場に転用するものです。

11番の申請地は、10ha 以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に4戸の住宅があることを現地で確認しております。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資

材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である1番、2番、5番から10番案件については地区審査を実施しました。第3号議案は全11件で、地目は、田が12,437㎡、畑は1,468㎡で、合計が13,905㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地736㎡、駐車場・資材置場が8,234㎡、その他施設用地が4,935㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番と2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進 委員 今月12日の午後2時より、1から2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員、井川前委員と私の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、丈六町八斗代にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天車両置場に転用しようとするものです。土地の造成については、東側の道路の高さまで約10センチ砕石を入れて、沈下しないよう転圧します。排水については、雨水のみであり、隣接する多々羅川及び西側水路に放流するとのことで、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。続きまして5番から7番案件の地区審査については、上 八万地区の委員である私から報告いたします。今月14日の午前10時より私と転用 者側4名、事務局2名で地区審査を実施しました。申請対象の農地は、上八万町西地 にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲 受人がキャンプ場に転用しようとするものです。土地の造成については、盛土などは せず、ローラーで締め固めて整地します。排水については、雨水排水は、地下浸透さ せ、手洗いの排水はキャンプ場の中央にある水路に放流するこのことで、地元の水利 組合から排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。私からの報告は以上です。

続きまして8番と9番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の松浦推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

松浦推進委員

今月11日の午前10時より、8番と9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、佐々木委員と私の委員2名と転用者側3名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、下町本丁にあり、第3種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、山土を最大で約1メートル盛土した後、周囲の境界からは1メートル間隔をあけて土羽を設けます。排水については、雨水のみで地下浸透とし、地元の土地改良区からの排水同意書が提出されています。結論として、

今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして10番案件の地区審査に参加していただい た、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣頼委員 今月13日、午前10時より10番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名です。申請地は、川内町加賀須野にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が、露天貸資材置場に転用するものです。造成については、隣接する道路の高さまで山土で盛土し、整地して転圧します。排水については、雨水のみで地下浸透とするとのことで、管轄する土地改良区から意見書および排水同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、3番、4番と8番から11番を許可し、1番、2番と5番から7番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案は、3番、4番と8番から11番を許可し、1番、2番と5番から7番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図において、南北の隣地の境界部分の造成を、当初はコンクリート擁壁の新設としていましたが、擁壁なしの法面とするものです。変更理由としましては、露天資材置場として造成する際に、工事業者の手違いにより擁壁なしで工事を完成させ、現況において擁壁の設置が困難となったための変更です。周辺農地等に係る営農条件への支障がないかという点については、法面及び平坦部分をしっかり締め固めるほか、隣接農地の所有者から今回の計画変更に同意する旨の書面の提出もあります。

以上の案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は1件で、田のみ1,163㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を承認することに 決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。そ れでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書 7 ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象とっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成12年以前より公衆用道路として利用されているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成15年4月6日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は1件で、対象地は畑のみ9.73 ㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明します。8ページを御覧ください。

今月の申請は 2 件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は6筆、3,171.77㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

2番の対象地は19筆、24,843㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。なお、2筆が農業用倉庫による一部除外、2筆の猶予対象持ち分がそれぞれ3分の2、2分の1となっております。

第6号議案は以上2件で、対象地は田のみ28,014.77㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

> それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の相続税の納税 猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決 定いたしました。

> 続きまして、第7号議案、「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認 について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書9ページを御覧ください。

1番、2番は、全ての農地で耕作を継続しております。

第7号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田9,554㎡、畑1,385㎡、計10,939㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」は、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書10ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が13件、再設定が20件で合計33件となっており、そのうち、賃貸借権が15件、使用貸借権が18件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、多家良地区1筆・1件、2番から5番が、勝占地区5筆・4件、6番と7番が、八万地区3筆・2件、8番が、上八万地区2筆・1件、9番から12番が、入田地区9筆・4件、13番が、不動地区

1筆・1件、14番から18番が、応神地区7筆・5件、19番から23番が川内地区7筆・5件、24番から26番が国府地区5筆・3件、27番から29番が南井上地区5筆・3件、30番から33番が北井上地区6筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田21筆・30,499㎡、畑30筆・39,209㎡の合計51筆・69,708㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書14ページを御覧ください。 耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる 要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後88aに至るものであり、取得後には対象地において水稲の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で田1筆・1,332㎡となります。第8号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局それでは報告事項について説明します。

議案書 15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得5件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。1件許可しました。

17ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。5件受理しました。

18ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項(合意解約)の処理についてです。20ページにわたり11件受理しました。

21ページを御覧下さい。5番は、農地の転用届出の訂正(5条届出)についてです。22ページにわたり3件受理しました。

23ページを御覧下さい。6番は、転用許可申請の取り下げ(5条許可)についてです。2件受理しました。

24ページを御覧下さい。7番は、農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。3件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは続いて全体の報告事項に移ります。最初に、「徳島市農業委員会役員会設 置要綱の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 それでは、お手もとの資料で1枚もので、「徳島市農業委員会役員会設置要綱の一部改正について」と書いてある下半分が表になっている資料をご覧ください。裏が「徳島市農業委員会役員会設置要綱」となっている分です。

本市農業委員会の役員会については、表題にありますように、「設置要綱」という取り決めがございます。

先日7月20日に新たな農業委員さんを迎え、会長や職務代理、また役員を決定したところですが、役員で多家良の岸本委員については、農業委員も9期目を迎え、これまでの役職経験も長いということで、同日開催された役員会で、助言者としての特別な位置づけができないかということで、役員の中から「参与」という役職を設けて指名できるようにすることとなりました。このことをうけて、設置要綱の一部改正を行うものです。

表にありますように、第4条の「役員」の項に3番の「参与を指名することができる」という条文を加えております。以上です。

議長ありがとうございました。何か御意見等はございませんか。

それでは次に、「目標地図作成へ向けての準備」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、地域計画策定にかかる農業経営意向等の調査を御覧ください。地域計画を令和7年3月までに徳島市が策定しなければなりません。それに対し、農業委員会は目標地図を作成してその素案を徳島市に提出するようになっています。その目標地図を作成するにあたって農家の方々の意向等を調査するように法律で定められており、現在準備をしているところです。今、お手元にある資料は実際のアンケートになっており、内容は精査中ですが、こちらの用紙を各農家に送って所有の農地や耕作中の農地についての意向をお伺いしたいと考えております。

議長事務局の説明は以上ですが、何か御意見・御質問等はございませんか。

御質問もないようですので、以上をもちまして、令和5年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は8月28日(月)の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。